郡司　亨　今野　正則　松野　繁雄
松本　勘七　山本　武
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上九月五日）
高柳　五一　田代　恒夫　森田　修
瑞宝双光章を授けられる（各通）
小林　要
瑞宝単光章を授けられる（以上九月六日）
（九州大学名誉教授）　松尾　文碩
瑞宝中綬章を授けられる
坪井　昭生
瑞宝単光章を授けられる（以上九月七日）
（鈴鹿工業高等専門学校名誉教授）　長瀬　治男
瑞宝小綬章を授けられる（九月十日）
山口　正治
瑞宝単光章を授けられる（九月十一日）

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成22年10月12日

金融庁長官　三國谷勝範

１　所在地の変更のあった者

⑴　名称　ＳＭＢＣベンチャーキャピタル株式会社
変更後の所在地　東京都中央区日本橋茅場町１丁目13番12号

⑵　名称　ユニファイド・パートナーズ株式会社
変更後の所在地　東京都千代田区大手町二丁目２番２号

⑶　名称　三菱ＵＦＪキャピタル株式会社
変更後の所在地　東京都中央区日本橋一丁目７番17号

⑷　名称　株式会社日本レップ
変更後の所在地　東京都千代田区丸の内１丁目８番１号

２　名称の変更のあった者

⑴　変更前の名称　ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・インク
変更後の名称　ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー

⑵　変更前の名称　アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社
変更後の名称　いちごグループホールディングス株式会社

⑶　変更前の名称　アセット・フィナンシャル・ソリューションズ株式会社
変更後の名称　いちごソリューションズ株式会社

工場財団

東京都中央区八重洲二丁目２番１号**エルピーダメモリ株式会社**の工場財団に東広島市吉川工業団地5690番地１エルピーダメモリ株式会社広島工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成22年10月12日

広島法務局東広島支局

東京都港区赤坂一丁目９番20号**中興化成工業株式会社**の工場財団に長崎県松浦市調川町平尾免字潮入200番地中興化成工業株式会社松浦工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年10月12日

長崎地方法務局平戸支局

有権者申出方

元当局所属公証人藤野千代麿の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成22年10月12日　大阪法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年10月１日から２か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年10月12日

岐阜地方法務局長　谷　安生

記

氏名　蜘手喜代司
所属する司法書士会　岐阜県司法書士会
登録番号　岐阜第509号
事務所の所在地　岐阜県高山市初田町２丁目67番地30
違反行為　登記申請人の申請意思確認義務違反等

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年10月１日から２年間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年10月12日

名古屋法務局長　山川　景逸

記

氏名　伊奈　五郎
所属する司法書士会　愛知県司法書士会
登録番号　愛知第145号
事務所の所在地　愛知県常滑市新開町四丁目35番地
違反行為　業務停止期間中の業務

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成22年10月12日　経済産業大臣　大畠　章宏

名　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社田丸インテリアサークル	山形県山形市大字十文字字天神東760番地	友第2031号	平成22年９月27日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成22年10月12日　東北経済産業局長　豊國　浩治

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成22年12月13日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成22年12月13日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社田丸インテリアサークル	山形県山形市大字十文字字天神東760番地	平成22年９月27日